

## 緑化計画報告書記載要領

- ・ 条例で緑化の義務対象外でも、事業施行地積が 450 m<sup>2</sup>以上の新築物件（全用途地域）について提出して下さい。
- ・ 植栽計画等は、緑化協定に準じて行ってください。
- ・ 提出部数は 2部 です（内1部は当課で受付け処理後お返しします）。
- ・ 添付書類 付近見取図、緑化平面計画図、緑地求積図（平面計画図と緑地求積図は1枚にまとめてもかまいません）
- ・ 変更が生じた場合には、再度緑化計画報告書の提出をお願いします。
- ・ 現場での完成検査は行いませんが、緑地の植栽工事が完成次第、速やかに工事完了報告書を提出してください。工事完了報告書記載要領を確認し、作成してください。  
提出部数は 2部 です。